

# 本別町新型コロナウイルス感染症 年末年始臨時特別支援事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症により年末年始（令和2年12月～令和3年1月）の売上げが急減した飲食店等に売上減少額の2分の1※を補助します。（※上限額等要件があります）

※この事業は本別町から助成を受けて実施いたします

## ◆補助対象者（以下の要件をすべて満たすもの）

（1）町内に住所を有し、町内で営業する飲食店等で、北海道が定める「新北海道スタイル」を実践し、引き続き営業を継続していく意思があるもの

※飲食店等とは日本標準産業分類に規定する、飲食店または持ち帰り・配達飲食サービス業を指します

（2）町税及び国民健康保険税の滞納がなく、本別町暴力団排除条例（平成25年条例第3号）第2条第1号、第2号又は第3号に該当しないもの

（3）令和2年6月30日以前より町内において開業しているもの

（4）新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年12月及び令和3年1月の売上合計額が前年同2か月間の合計額との対比で、30%以上減少したもの

ただし、新規開業により令和元年12月及び令和2年1月の売上合計額との対比が困難な場合、令和2年6月から令和2年11月までの売上げの平均額に2を乗じた額との対比によるものとします

## ◆補助金額及び上限額

補助金の額は、売上減少額の2分の1で、次の表の売上減少割合に応じた上限額（千円未満切り捨て）とします。

| 売上減少割合     | 上限額  |
|------------|------|
| 30%以上40%未満 | 30万円 |
| 40%以上50%未満 | 40万円 |
| 50%以上60%未満 | 50万円 |
| 60%以上      | 60万円 |

## ◆申請方法

補助交付申請書（本別町役場企画振興課または本別町商工会にあります）に令和2年12月～令和3年1月及び前年12月～1月の売上が分かる書類（売上台帳等）、令和元年度の所得税申告の写し、法人にあっては法人税申告書の写しを添付の上、本別町商工会へ提出してください。

申 請 受 付 期 間

2月1日（月）～ 3月19日（金）

問い合わせ 本別町商工会 ☎22-2529

※裏面もご覧ください